

## 令和 8 年度事業計画

令和 8 年度（2026 年度）の事業を推進するにあたり、以下の事を重点事項として実施する。

### 重点事項

1. 法定団体として協会の役割を広く県民に理解していただくため会員の資質・能力・技術の向上及び職業倫理の遵守に努め、地域社会からの信頼と社会的地位の向上を図る
2. 会員相互の親睦と福利厚生及び会員の増強運動を強く推進する
3. 建築士事務所協会の健全な発展を図るため、委員会の活性化に務める
4. 南海トラフ地震・津波対策に対する全面協力  
(生活安心安全支援事業の計画・研修・実施)
5. 建築物の耐震対策及び災害対策に対しては、建築士事務所協会の社会的責務として取り組む  
(木造住宅耐震対策推進事業への取組)  
(四国耐震診断評定委員会の運営)
6. 行政当局及び建築関係団体との情報共有・連携強化
7. 受託事業の拡大
8. 法定講習会（管理建築士・建築士定期講習）等や各種講習会の実施  
(建築基準法・建築士法及び関係法令改正に伴う講習会の実施)  
(建築士法第 27 条の 2 第 7 項の規定に基づく研修)
9. 苦情の解決業務への対応  
(建築士事務所の業務に関する相談の実施)
10. 高知県指定事務所登録機関（建築士事務所登録業務）の業務の推進
11. 建築士事務所の業務報酬、設計・監理の入札に関することの陳情